

文書館ニユース

17 号
山口県文書館

文書館法の制定を望む

松本隆馬

(山口県文書館長)

昭和三十四年四月、全国最初の文書館として創設されました山口県文書館も、齡二四歳という人間でいうならば一番活力のある年代を迎えた。

この間、少数の館員で史料の収集・整理・出版事業、県政百年史の編纂、総合県史料編の部分編纂、又は市町村史編纂の助言指導等々、改めて先輩諸先生方のご労苦に深い敬意を表する次第であります。

最近の各府県等における文書館或は類縁機関の設置状況は、遅々たりとは言えぼつと仲間が増え、又増える傾向にあることは誠に同慶の至りというべきであります。

しかしながら、日本学術会議の歴史資料の保存対策並びに文書館法制定についての総理大臣あて再三の勧告、地方自治団体の歴史資

文書館法の制定を望む……………	松本隆馬……………1
文書館法に盛るべき内容試案……………	広田暢久……………2
文書館の独自性と存立の意義……………	北川健……………6
都道府県立文書館設立のあゆみ……………	小山良昌……………7
緊急シンポジウム	
「史料保存・利用問題の現在」傍聴記……………	戸島昭……………9

料保存利用機関連絡協議会或は各県地方史研究会等関係機関が異音に文書館設置の必要を訴えながらも、遅々として文書館設置が促進されない実態、或はできあがった既設機関の姿・形・内容に不揃いが見られる等、文書館を巡る問題は開発がすすみ、一方では世代交替がすすむ現在社会の中にあつて、放置できない今日の課題であると考えられるのであります。

私共の山口県文書館も開設以来、斯界に先導的役割を果したといえないまでも、数多くの課題を提供してきたところであります。反面、相応の問題も内蔵しておる現状であります。即ち、館舎の問題、業務配分の問題、或は既設関係機関との連絡調整問題等、試行錯誤の繰りかえしによる二四歳といっても過言ではないのであります。

これらの諸問題を根本的に解決するには、早期に文書館法の制定を求める以外に対策はないことは、大方の一致した意見であります。が、法制化の問題については国の所管省庁の問題、法の適用範囲、既設機関との関連等、幾多の問題も予想されるのであります。

今われわれの立場で言えることは、先発的機関としての当館を広く全国の関係機関に熟知して貰うことであり、一方では関係機関と

緊密な連繋のもと、地道な文書館法制定促進運動の継続展開だと考
えております。

おわりに、日夜黙々として日本民族の文化遺産である歴史資料と
取り組んでおられる諸先生方のご健勝と、文書館法の早期成立をお
祈りして、ご挨拶と致します。

文書館法に盛るべき内容試案

広 田 暢 久

はじめに

最近の情勢として、文書館を設立しようという気運が全国的に高
まって来ている。このことは、当館を全国各地から視察・調査に来
館される方が多いことも知ることができる。ここ一年間の特徴は、
県関係者よりも市関係者の来訪が多いことである。しかしながら、
いざ文書館を設立しようという段階になると、図書館・博物館とは
異なり、「文書館法」という根拠法が未成立のため、条例制定の段階
で頓挫する事例もあるという。

これまで、「文書館法」を制定しようという運動は、歴史資料保存
利用機関連絡協議会（史料協）が一貫して進めて来た。また、地方
史研究協議会選出の学術会議員の努力により、学術会議が政府に勧
告したこともある。私の知る限りにおいて、これまで発表された「文
書館法」の原案には三案がある。

第一案は、当館が昭和四十一年に「文書館ニュース」一号で発表

した「文書館法要項」である。この案は全国で最初の文書館として
発足した当館が、発足後七年間の経験をふまえ、「文書館を全国各
県に設立してほしい」という希望や要望を盛り込んで作成したもの
である。

第二案は、日本学術会議が昭和四十四年に政府に勧告した「歴史
資料保存法の制定について」（勧告）である。この案はこれより先一
部の学者によって提唱された「史料センター」構想に対する反論を
法案化したもので、史料保存の三原則である(1)史料の現地保存、(2)
史料の公開、(3)史料の平等利用を盛りこんだものである。

第三案は、日本学術会議が昭和五十五年政府に再度勧告した「文
書館法の制定について」である。この案は、前回の勧告を受けた政
府が、その勧告を無視したので、前案より公文書保存を強調するこ
とにより、政府に受け入れ措置をとりやすくしたものである。前案
の「歴史資料保存法」という業務内容を示す名称から、「文書館法」
という分りやすい法案名となっている。

右に紹介した三案は、それぞれの案が作成された時代的特徴を具
備している。第一案である山口県文書館案は、当時の経験をふまえ
て立案されたものであるというものの、今日の目からみると、理想
を追うあまりの行き過ぎた点がある。第二案の学術会議勧告案は、
私のような文書館職員の間から見ると、法案の全体の流れは正し
いが、「歴史資料」という表現からみられるように、「歴史資料を保
存公開する機関は文書館である」といえる自信がなく、類似他機
関への配慮が目につく。第三案の学術会議再勧告案は、政府に妥協
し「文書館法」ではなくて「公文書館法」となっている。文書館と
公文書館の違いは、所蔵文書や収集対象文書に、明治期以前のいわ

ゆる古文書を含むか含まないかによると思う。古文書・公文書を併せ所蔵するのが文書館であり、公文書のみ所蔵するのが公文書館と私は考えている。

以上、これまで発表された文書館法三案について、簡単な感想を述べた。そこで、文書館法実現のための一助とし、ここに試案（正しくは私案か）を発表することにより関係者の参考に供することとしたい。

文書館法に盛るべき内容試案

一、目的

文書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、設立の促進を図り、学術及び文化の発展に寄与する。これに必要な法律は地方自治法による。

● 根基法については、地方自治法・社会教育法・地方教育行政の組織及び運営に関する法律等いろいろ考えられ、検討すべき問題の一つである。地方自治法とした場合、情報公開法との関係が当面の課題となる。当館見学者に市町村関係者が多い理由は、文書館情報公開機関と考えられているためである。しかし、文書館業務と情報公開業務とは、本来異なったものである。情報公開法で求められる情報は、行政上まだ生きている情報であり、文書館が公開する情報は歴史的な情報（所蔵公文書の非公開期間は公文書作成後二〇年以上）である。従って、情報公開制度と文書館制度とは目的が異なるため、両者を無理に結合すれば、両者の機能を共にそこなう結果をまねくことになる。

二、定義

文書館とは公文書及び記録並びに古文書及び記録（以下文書という）を収集し、整理（類別）し、一般公衆の利用に供すると共に、文書に関する専門的な調査研究を行う。ここでいう文書とは、(1)近世以前の古文書・記録、(2)明治以降の国・県・市町村の行政文書及びその他の記録（写真・地図・マイクロフィルム・磁気テープ）・行政刊行物、(3)明治以降の私的文書・記録のうち重要なもの。

● 文書館が収集する文書は、公文書と古文書を共に収集することで行なければならない。その原則からはずれ、公文書だけを収集すればその館は公文書館となり、古文書だけを収集すれば古文書館・史料館となる。文書館は両者を切り離すことではなく、連続する一連の文書として収集する機関であり、地域の歴史的な文書に関する情報活動の中心機関である。このためには、地域内にある国や県の出先機関の公文書のうち、必要なものが移管される法的な措置をとる必要がある。さらに、明治以降の私文書・記録のうち、重要なもの（この基準については検討の要あり）を収集することは、文書館の存在理由にかかわる大切な機能の一つである。

三、設置

文書館は国立及び公立とし、各都道府県及び政令指定都市には必ず設置する。市町村においてもできる限り設置することが望ましい。

● 当館は山口図書館内に併設されているが、機構上は独立した機関である。今後設置される文書館は、機構上も建物の構造上も独立した館が要請される。これは、利用者の要望にこたえるためには名実共に独立した館であることが、その内包する機能を十分に

發揮することができるからである。次に市町村が文書館を設置しようとする時、既設館（図書館・博物館・歴史民俗資料館・公民館等）に付設・併設することが多い。これらの措置も、市町村としての財政的な事情もあり、過渡期の現象としてやもう得ない点もある。しかしこのような場合でも、次の二つの条件だけは厳守してほしい。第一の条件は文書館としての独立条例をもつこと、第二の条件は専門職員を持つことである。この二つの条件を欠いたまま併設されると、文書館的業務がいつのまにか既設館業務に吸収され、気付いた時には霧散してしまうからである。「各単位自治体（都道府県・市町村）の図書館・博物館・資料館・公民館等を文書館にあてることができ」（日本学術会議昭和四十四年勧告）という規定は、既設館に文書館業務を兼務させるものであり、このような方法はとるべきではあるまい。なぜなら、既設館業務と文書館業務は目的を異にするものであり、既設館に混乱をもたらす結果となる。文書館業務を永續させるためには、条例と専門職員という二つの条件をもつことがどうしても必要である。

四、業 務

- (1) 文書を収集し整理（類別）する。
- (2) 文書を永久保存し、公開して利用に供す。
- (3) 文書の日録・索引をつくり、複本（史料集）を作成し配布する。
- (4) 文書の利用に関し、参考となる助言と案内を行う。
- (5) 文書に関する展示・講習会を開催する。
- (6) 文書に関する専門的な調査研究を行う。
- (7) 他の図書館及び類縁機関と協力し、目録・索引・マイクロ資料等の交換を行う。

(8) 学校・研究所・図書館・博物館・歴史民俗資料館等と緊密に連絡する。

● 右八項の業務が、文書館の専門的な業務である。しかし当館ではこの条項の外に、「歴史の編さん及び配布を行う」という一項がある。当館発足当時にはこの条項はなかった。「歴史論文の書けない文書館職員なんて考えられない」という職員の強い希望で、昭和三十九年にこの一項が条例の業務に加えられた。大学関係の研究者からは、この条項に対して批判的な意見が強い。その理由は「公務員である職員が歴史書を公務として書いた時、その歴史書が正当性のあるものとして権威をもち、正書（批判を許さぬもの）となる可能性がある。また執筆職員に対し、上司が一定の歴史観による業務命令を下し、自由な研究が阻害される可能性がある」というものである。この批判に対し、私達は当初「歴史書を編纂することは大学研究者の専売特許ではない」と反発する気持ちが強かった。しかしながら現在では、この批判には傾聴すべき点があり、業務に盛りこまねばならぬ必要な条項ではないと考えている。なぜなら、世界の文書館の業務を見渡しても、このような業務を実施している館は見当らないからである。

五、職 員

- (1) 館長は専門職員であることが望ましい。
- (2) 専門職員は専門的な業務に従事する。
- (3) 専門職員の身分は研究職とする。
- (4) 整本手・写真撮影技師等の技術者を置く。
- (5) 地方には文書調査員を置く。

● 当館の初代館長は専門職員であった。当時の館長は業務をうけ

もち、率先して専門的な業務を行ったが、このような業務体制をとることは望ましいことである。また、専門職員の身分を研究職とすることについては、検討すべき課題であると考えている。当館と埼玉県立文書館の間には、このことについて意見の違いがあるが、当館では研究職が適用されている。次に専門職以外の技師の必要性は強調するまでもないが、将来はマイクロ関係者も必要となろう。さらに地方調査員は担当地区の文書についての情報を文書館に報告する任務をもつもので、適任者を選んで依頼することが大切だと考えている。

六、専門職員の資格

大学院修士課程修了者及びそれと同等と認められる者。

●専門職員の資格については「学芸員・司書と同様に、大学修了者（所定の単位修得者）であればよく、文書館専門職員のみを大学院修士課程修了者とする特別な理由はない」という意見がある。しかし、司書・学芸員にはその専門業務についてながい経験上・学問上の歴史がある。これに対し、歴史の短い文書館の専門職員の業務は経験上・学問上の蓄積がなく、あらゆる業務が新規開拓の仕事であり、創意工夫が要求される。このような業務を遂行するためには高校教員一級資格と同様に、修士資格を持つ専門的知識を身につけた者を採用することが望ましいと考えている。大学院で修得すべき単位の中で特に必要なものは、古文书学・有職故実・古法令・行政関係法等ではないだろうか。

七、県立文書館の基準

独立した館舎をもち、調査室（閲覧室）・書庫（防火・防虫・防湿）・殺虫室・写真撮影室・現像室・文書整理（類別）室・会議

室・事務室等をもつ。

●右のような室をもつことが要請される。また、館舎の面積や人員については博物館のように基準を定める必要があるが、これらについては史料協等で検討すべきであろう。

おわりに

以上文書館法に盛るべき内容について、試案を書き上げてみた。

●印以下の文は、私見によるコメントである。こうして書き上げてみると、文書館・公文書館・史料館・資料館という呼称の内包する概念について、共通理解というか一定の定義をすることを痛感する。このことは、史料・資料・文書・古文書・公文書・行政文書・行政資料等についても同様である。この検討が、なによりも急務と考えている。さらにつけ加えるならば、公文書（行政文書）のうち、現に生きている文書のことを私達は「生の起案文書」と呼んでいるが、これは「現行文書」と呼ぶことにするとか、文書館法を制定するためには前提となる用語の吟味から始めなければならない。

このようにして、用語についての共通理解をえた上、文書館法について盛るべき内容についての検討に入るべきであろう。

次に、文書館法原案をどこで作成し、どのような手続きで成立を図るべきであろうか。まず法案を検討する場所としては「史料協」がある。同会内に「文書館法検討委員会」をつくり、早急に原案作成にとりくむ必要があるだろう。ここで練り上げた案を大会に提案し、大会決定をみた後、史料協案として他の機関なり学会の意見を求めるべきではなからうか。こうしてでき上った原案を政府・議会に働きかけ、法案成立のための運動を開始すべきであろう。

文書館の独自性と存立の意義

北川 健

館員「こちらは「モンジョカン」の者ですが……」

相手「はあ？ 何ですって何処の旅館ですか？」

館員「文学の「文」に書物の「書」、それに図書館の「館」を書いて「モンジョカン」というのですが……」

相手「そうですか。それでしたら「アンジョカン」と読むのが正しいはずですよ」

館員「!?……」

相手も見ずに「モンジョカン」といおうものなら、その通じの悪さ、説明の面倒臭さには時としてイヤ気がさすことがある。

しかし、それでも一〇年ひと時代。二時代もたつてみると「モンジョカン」の通じもひところよりは良くなっている。

とはいえ、「文書館」についての真なる理解を寄せてもらうため私共は言葉を重ねていかなければならない。

相手「図書館と文書館はどう違うのですか？」

館員「まず収蔵している「資料」が違います。図書館は図書、文書館は文書です」

相手「両方とも書物でしょう。文書と図書はどう違うのですか？」

館員「図書は印刷されたものです。ですから図書館の蔵書は同じものがほかにもあります。しかし文書館の文書はそれ一つしかないというシロモノです」

相手「代替性がない、唯一貴重なものだということですね」

館員「ですから扱いが違います」

相手「館外貸出なぞできないわけですね」

館員「いわゆる文化的な扱いが求められます」

相手「すると利用者の方も……」

館員「そういうことで同じ「閲覧」といっても、図書館では「読書」

利用があっても、文書館では「調査」利用オンリーですね」

相手「利用」が調査・研究に限られているということですか？」

館員「それに図書は本屋に注文すれば自動的に入ってきますが、文

書の「収集」にはそれこそ独自の努力と態勢がいります」

相手「「収集」の仕方、態勢が違うわけですね」

館員「態勢というより体制が違うというべきです」

相手「その文書を「収集」する独自の基準とは何ですか？」

館員「歴史的に見て役立つかどうかですよ」

相手「歴史的に古い物なら博物館にも置いてありますが、博物館とはどう違うのですか？」

館員「基本サービスの形態が違います。博物館は「展示」公開、文書館は「閲覧」公開です」

相手「同じ見せるといっても、片やへながめさせる、片や「手にとつて読ませる」の違いですか？」

館員「だから収蔵物から収集の仕方、供覧の仕方まで異なってきました」

相手「それで文書館には、いわゆる「書画骨董」というような対処の仕方はないのですネ」

館員「そんなことで、広島県の或る市では図書館に郷土資料室、そ

れに歴史博物館も持ちながら、どうしても文書館を作らなければという判断になって、現在計画していますヨ」

相手「図書館や博物館では果せない機能が文書館にはあるんですね」

館員「そうです。ですからヨーロッパやアメリカでは早くから図書館と博物館と文書館が分立してきています」

相手「どうしてそんなに早く、フランス革命のころから……」

館員「行政の軌跡を示す文書記録を市民に公開し、平等に利用させることが民主政治の基本だという理念からです」

相手「すると文書館というのは、民主主義のシンボル、バロメータ

ーのようなものですね」

館員「そのとおりです」

相手「近年いわれている情報公開法とも関連してくるわけですね」

館員「確かに関係してきます。しかし、公開法で公開対象となる文書は現行文書であつて、その現行性が一応失効した段階からが

文書館の扱うべき文書だと、私どもは区別して考えています」

相手「つまり文書館が行うのは二次的公開、歴史的公開ということになりますか」

館員「そういうことになります」

相手「それにしても文書館ってユニークな守備範囲をもつんですね」

館員「それゆえにこそ存立の意義があるわけですし、またそれだけにこれまでの行政機構のワク組みのなかで位置づけにくい、認

知されにくい存在でもあるのです」

相手「なるほど、それでは大変ですね」

館員「でも、国や東京都をはじめ、埼玉県、群馬県、藤沢市、広島

市、さらには北海道と、各地で文書館ができてきていますヨ」

都道府県立文書館設立のあゆみ

小山良昌

山口県文書館では、その創設が全国に先駆けたこともあつて、他府県の文書館・類縁機関の設立には常に関心を払ってきた。当館発行の文書館ニュース第七号（昭和四七年一月）で梅田研究員が「文書館類似施設の現況」と題して、当時の設置状況の概要を発表した。ついで、第九号（昭和五〇年三月）において松村茂館長が「公立文書館の設置状況について」と題して、同四九年地方行政調査会を通じて全国都道府県立文書館に関する調査を依頼した結果を詳細に報告した。

以来約一〇年を経過し、その間、昭和五一年には文書館および類縁機関の集いである「歴史資料保存利用機関連絡協議会」の結成を見るにいたっている。

ところで、我々文書館職員にとつて現今最大の関心事は「文書館法」の制定である。日本学術会議は、昭和四四年一〇月「歴史資料保存法の制定について」、同五五年四月には「文書館法の制定について」と相次いで政府に勧告し、「文書館は国立及び公立とし、各都道府県及び政令指定都市には必ず設置する」旨を説いた。この勧告に対する政府の対応は必ずしも充分ではない。しかしながら、表に示すように各都道府県・政令指定都市における文書館建設の気運は、政府の対応をよそに確実に高まってきている。事実、当

都道府県立（含政令都市）文書館設立の状況

◎既設館

（昭和58. 3. 1現在）

設立年月	機 関 名	所 属	収 蔵 文 書	備 考
昭和34. 4	山 口 県 文 書 館	教 委	公、資、古	併 設
38. 11	京 都 府 立 総 合 資 料 館	知 事	公、資、古	独 立
43. 10	東 京 都 公 文 書 館	知 事	公、資	独 立
43. 11	石 川 県 立 郷 土 資 料 館	教 委	古	独 立
44. 3	埼 玉 県 立 文 書 館	教 委	公、資、古	独 立
45. 9	福 島 県 歴 史 資 料 館	財 団	公、資、古	併 設
47. 8	神 奈 川 県 立 文 化 資 料 館	教 委	公、資、古	併 設
48. 3	茨 城 県 歴 史 館	財 団	公、資、古	併 設
52. 3	岐 阜 県 歴 史 資 料 館	知 事	公、資、古	独 立
52. 4	広 島 市 公 文 書 館	総 務	公	併 設
53. 8	青 森 県 行 政 資 料 セ ン タ ー	知 事	資	独 立
57. 11	群 馬 県 立 文 書 館	教 委	公、資、古	独 立
57. 11	京 都 市 歴 史 資 料 館	総 務	古	独 立

（参考：公＝公文書 資＝行政資料 古＝古文書、『沖縄史料編集所紀要第7号』『都道府県展望2・3号』など参照）

◎館建設中

昭和60年までに開館予定……北海道、新潟、秋田

◎開設準備構想中

県……宮城、栃木、千葉、静岡、長野、愛知、滋賀、大阪、鳥取、広島、福岡、佐賀、沖縄
政令都市……札幌、川崎、大阪、神戸、北九州

館への見学者中、地方自治体の長あるいは教育長・関係課職員の視察がここ二三年来とみに増加している。「文書館法」が制定され、それを起爆剤として全国の都道府県に文書館の建設が促進されることを願うものである。

57年度 当館への見学視察

栃木県教育委員会

島根県

呉市

岡山県行政管理室

藤沢市

兵庫県

大阪府議会

神奈川県立文化資料館

静岡県立図書館

名古屋市役所

佐賀県図書館協議会

京都府立総合資料館

東京都公文書館

滋賀県

等々

緊急シンポジウム

「史料保存・利用問題の現在」傍聴記

戸島 昭

昨年十月十六日、所用で上京中、歴史学研究会と地方史研究協議会の共催による緊急シンポジウム「史料保存・利用問題の現在」が東京大学史料編纂所で行なわれることを知り、時間を割いて傍聴した。この問題は地方の文書館職員として最大の関心事であり、貴重な指針を得るとともに深く考えさせられることが多かったため、以下その様子と感想を簡単に紹介してみたい。

問題は行政管理庁から既設の国立史料館と新設の国立歴史民俗博物館の統合が勧告されたことから発生したが、各自治体においても同様な問題が生じ得る状況にある以上、これまで国立史料館が近世・近代史料の保存・利用に果たしてきた役割や機能に鑑みて行政サイドでの性急な統合は行なうべきではないとして、今こそ文書館（史料館）と博物館がもつ個有な機能や役割の違いを、史料保存・利用体制全体の問題としてとらえ、体系的に明らかにしていく必要に迫られているというのである。

シンポジウムはこのような主催者の問題提起の後、北原進氏の「史料保存・公開はどうあるべきか」という報告から始まった。その内容は、第一に戦後の史料保存・利用に関する運動と問題の経過を時期区分して明らかにし、第二に「史料センター問題」の発生に際して立てられた諸原則を示し、その上で最近生じている問題を取

り上げていくという構成であった。とりわけ第二で強調された史料保存・利用体制における「三原則」の樹立は、いま改めて確認すべき原理と思われた。すなわち、史料の①原地保存②保存・整理と公開の有機的結合③平等利用を徹底し、そのための機関として各市区町村文書館―都道府県文書館―全国文書館連絡機関を設置することの必要性が提言されていたのである。

続いて安沢秀一氏の「文書館学への道」という報告が行なわれ、欧米諸国の文書館制度の紹介を通してわが国の史料保存・利用体制をどのように作り上げていくかが論じられた。そこではまず図書館・博物館・文書館の機能区分が取り上げられ、図書館が「人類の知恵の所産を様々なメディアを通して一般に提供する」ものであり、博物館が「地球上・宇宙の物を展示して啓発する」ことを目的とするのに対し、文書館は「地域社会の文化的記憶の保存と利用」のためにあるものだとして、元来一つであったものが機能分化して分立し、対象の違いからそれぞれに学問体系をもつようになったと述べて論を先に進められた。

日本の場合、すでに図書館・博物館については図書館法・博物館法が制定されており、施設設備の充実とともに専門的職員である司書・学芸員の身分保障も進展し、その養成機関も制度化されているものの、文書館制度は未発達であり、文書館設立の根基となるべき文書館法の早期制定と、とりわけ史料の整理保存・利用公開の業務を担当する人間が重要であるとして、「アーキビスト」の養成と資質の向上を問題にされた。そして文書館制度確立の裏付けとして、「文書館学」の構想を提示し、特に史料提供便益のための整理方法と保存のための文書管理方法に深く言及しながら、①出所原則と機能起

源の文書単位による類別と、②生きものとしての文書をなまの形で千年・二千年という展望をもって残していくことの重要性を強調された。

以上のような二報告を踏まえて討論に移ったが、参加者は学生・院生・教授など大学研究者の外に地方の文書館や自治体史編纂室関係者など約四〇人であり、限られた時間の中で種々の論点や事例が出された。議論は必ずしも十分に尽くされたものではなかったが、この問題に大きな関心が寄せられていることが痛感されたのである。

最初に、史料の返還運動などにみられる現地保存の原則と現実の所在状況のズレについて議論が行なわれる中で、「国立民俗博物館のように大機関・大設備化していくと、そこには史料の中央集中・収奪や情報の独占が行なわれる危険性があり、従ってこれら中央機関が行なう史料収集計画は慎重を要し、地域の文書館に対抗するのではなく、むしろその業務を助成する精神に立脚すべきである」という指摘がなされたことは傾聴に値するものであった。すなわち、大機関の史料収集計画は公開して積極的に地域市区町村文書館による現地保存を支援するとともに、都道府県文書館―全国機関と上部になるほどフィルム収集を第一義にしてサービス機関化すべきであるというのである。この指摘は、今後それぞれの地域に文書館などが整備される中で、ますます重大な意味をもつことになるであろう。

また、各地の文書館の具体的な経験を通しての行政文書の保存・廃棄問題については、情報公開制度との関連で文書として残る以前に行政各部署によって独断的に廃棄が行なわれる危険性が指摘されるとともに、収集・選択基準確立の困難性が論じられたが、「保存する基準よりも廃棄する基準を設定する方が史料的价值の高いものが

多く残る」との意見も出て注目された。

最後に国立史料館と国立歴史民俗博物館の統合問題に関連して、政府の認識の問題性について発言があり、「国立史料館は、現在、史料の原地保存主義に立ってなまの史料収集は行なっていないが、そのことをもって史料館が役割を果たしていないとか、文書整理に練達した専門職員は必要でないという認識があり、こういった認識が両館の統合問題を生んだ原因となっている」として、国立史料館の機能・役割については、史料の整理・保存機関全体の在り方の中において、文書館学やアーキビスト養成の課題をも踏まえて認識すべきで、関係諸学会・機関・研究者などの討議を積み重ねて民主的な意志形成が図られる必要性が確認された。

閉会に当たって、主催者から引き続きこのような討論の場を設定していきたいとの提案があったが、その定期的な開催の実現を期待したい。また、戦後の文書館設立運動の展開とその到達点を総括された北原氏の報告と、史料保存・利用問題に理論的な体系を与えられた安沢氏の報告は、それぞれ画期的なものであり、今後は歴史資料保存利用機関連絡協議会とも連絡をとって、さらに運動の輪を拡大して欲しいものである。

文書館ニュース

昭和五十八年三月三十日発行

山口県文書館

山口市後河原松柄一五〇―一

二七五三

電話 山口 ②―二二一六